

各位

共立女子大学・短期大学

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別貸与金申請について(ご案内)

標記の件につきまして、2020年度の時限措置としてご案内いたします。お申込み手続は下記の通りとなります。

記

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別貸与金とは、本学園が設置する、共立女子大学・短期大学の学生に対して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学生生活での経済的な支援を目的とし、本学園が貸付ける金銭をいう。
- 貸付対象者は、大学院、大学、短期大学の学生で希望する者。
- 学生1人当たりの貸付額は、50,000円とし、在学中一回に限る。
- 貸付利息は、無利息とする。
- 貸付けた特別貸与金は、卒業(修了)年度12月末日までを返済期限とする。

1. 申請書類

- ① 「2020年度新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う特別貸与金申請書」
- ② 「特別貸与金借用証書」
- ③ 「銀行口座振込依頼書」

※提出書類の②は、本来、貸付決定後にご提出いただくものですが、手続きに要する日数に限りがあるため、お申込時にご提出いただいております。ご了承ください。

2. 提出期限

卒業(修了)期生は、2020年9月30日まで

それ以外は2021年1月29日までに提出書類一式を提出してください。

3. 提出先(郵送)

共立女子大学・短期大学 学生課

〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋2丁目2-1 TEL:03-3237-2445

4. 特別貸付金の支給日

申請書類到着後、学園にて申請書類の確認を行い、10日前後でkyonetにて結果・振込日をお知らせ致します。

入金確認後にkyonetに添付した領収書に必要事項をご記入の上、学生課にご提出ください。

5. 返済方法

一括支払で学園指定口座に振込を行っていただきます。(振込手数料は本人様ご負担)。

特別貸付金決定者については、返済の詳細をkyonetにてお知らせ致します。

※ 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別貸与金の管理以外には使用しません。

以上